



自然の中で生まれ元気に遊ぶ子どもたち

第3章 健康と福祉を育てる 安心のまちづくり

第3章「健康と福祉を育てる安心のまちづくり」

【第1節】 少子化対策の総合的な推進	1. 少子化対策事業の推進
【第2節】 安心できる保健・福祉・医療体制の 充実(健康づくりの推進)	1. 生涯を通じた健康づくりの推進
	2. 母子保健の充実
	3. 成人保健の充実
	4. 高齢者の保健福祉の充実
	5. 感染症対策の推進
【第2節】 安心できる保健・福祉・医療体制の 充実(医療の充実)	1. 地域医療体制の確立
	2. 穴栗総合病院の充実
	3. 救急医療体制の充実
【第2節】 安心できる保健・福祉・医療体制の 充実(社会保障制度)	1. 国民健康保険事業の健全な運営
	2. 国民年金制度の啓発と窓口相談
	3. 生計維持が困難な方への支援
【第3節】 介護・生活支援体制の充実	1. 地域包括ケアシステムの充実
	2. 高齢者等への介護予防支援
	3. 介護サービス・介護予防サービスの充実
【第4節】 「地域」で共に暮らせるまちづくり	1. 社会参加の促進
	2. 生活環境と生活支援の充実
	3. 相談と療育体制の充実
【第5節】 児童福祉・保育環境の充実	1. 地域における子育ての支援
	2. 児童の健全育成
	3. 経済的支援の充実
【第6節】 地域福祉の充実	1. 地域福祉の推進

第1節 少子化対策の総合的な推進

めざすまちの姿

少子化対策への取り組みが充実し、安心して子どもを産み育てることができるまちをめざします。

現状と課題

日本は、世界の中でも最も少子化が進んでいる国のひとつとなっています。少子化の要因としては、未婚化・晩婚化という結婚をめぐる変化に加え、核家族化・都市化の進行によって、仕事と子育ての両立への負担感の増大など、家庭での養育力の低下が主な要因と考えられています。

本市においては、「第1次宍粟市少子化対策推進総合計画」を策定し、各事業に取り組んできましたが、目標値が未設定であったため、十分な検証ができませんでした。

このため、「第2次宍粟市少子化対策推進総合計画」では、各事業の進捗管理方法を確立するとともに、事業によっては廃止・

見直し、あるいは、重点化し事業を拡大するなど、選択と集中を行っていく必要があります。

また、先進自治体の事業を研究するなど、新たな取り組みを進める必要があります。

市民・事業者等と行政の役割

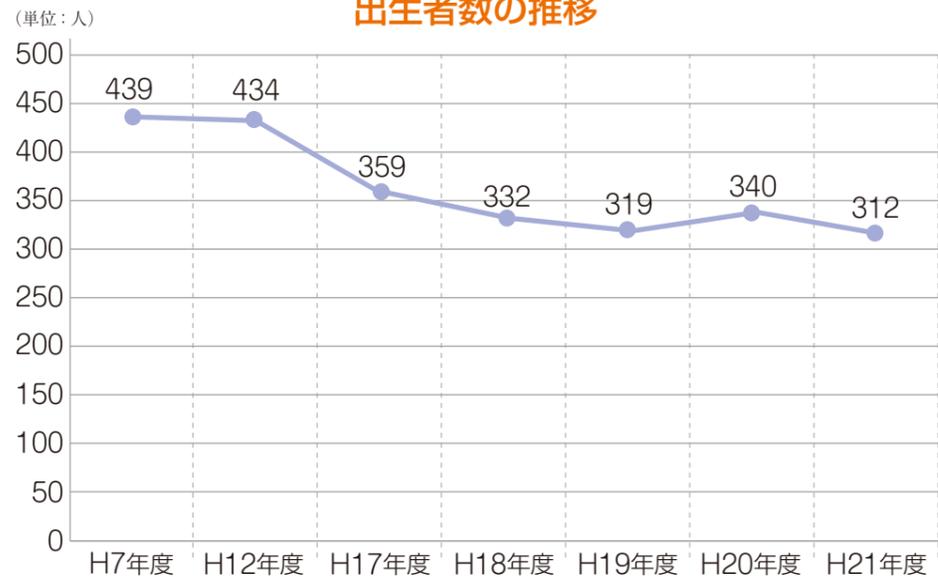
市民・事業者等の役割

- 地域の中で子どもたちを見守り、健やかに育つ環境づくりに努めます。
- 子育てなどに不安や悩みがあれば相談するように努めます。
- 事業者は、労働者が職業生活と家庭生活との両立を図ることができるよう雇用環境の整備に努めます。

行政が果たす役割

- 少子化対策事業を推進し、家庭や子育て環境の整備に努めます。

出生者数の推移



<資料：兵庫県統計書>

取り組みのあらまし (個別施策の展開)

1. 少子化対策事業の推進

- 安心して子どもを産み育てられる環境整備に向け、宍粟市少子化対策推進総合計画に基づき、総合的・効果的に取り組みを推進します。
- 事業の適正な進捗管理により、拡大や廃止・見直しをするなど、選択と集中を図っていきます。
- 先進自治体の事業を研究するなど、少子化対策に向けた新たな取り組みを実施します。

重点事業

宍粟市少子化対策推進総合計画に基づく取り組み・宍粟市少子化対策推進総合計画の検証・新たな事務事業の研究、検討



千種子育て支援センター

まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
第2次少子化対策推進総合計画の進捗達成率	%	—	100	100	100

第2節 安心できる保健・福祉・医療体制の充実(健康づくりの推進)

めざすまちの姿

市民が自分の健康管理に対する意識を高め、健康で元気に暮らせるまちをめざします。

現状と課題

近年、食生活をはじめとする生活様式の変化を背景として、悪性新生物や脳血管疾患、心疾患、糖尿病などの生活習慣病が増加し、市民の健康を脅かしています。

健康づくりを推進するためには、市民一人ひとりが健康について認識を深めながら「自分の健康は自分でつくる」という自覚と実践意欲を持つことが重要です。さらに、それぞれに応じた健康づくりに取り組みやすい環境を整えたり、健康づくり組織の育成など行政・関係機関がさまざまな形で支援していくことが必要です。

子どものうちから健康教育・食育を積極

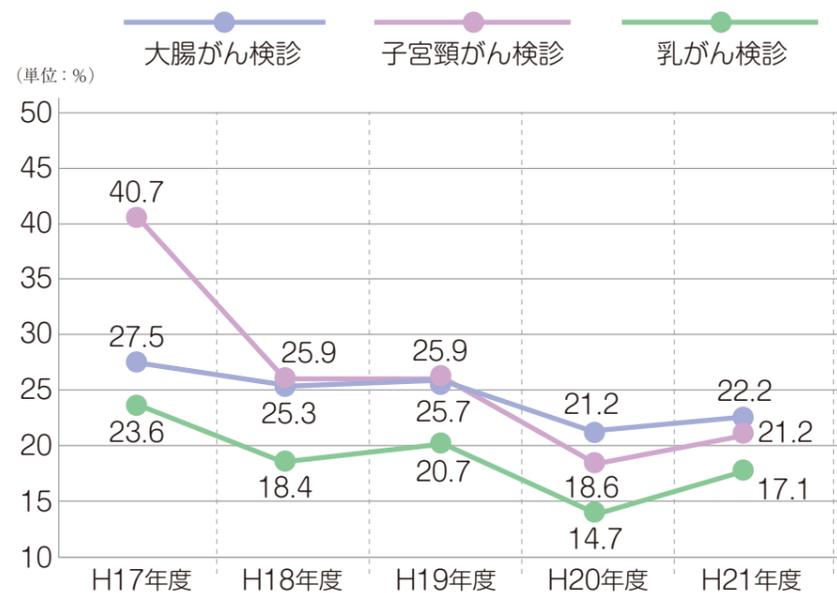
的に行うことが、生涯にわたる健全な心身を養う基礎となり、長年の積み重ねが、生活習慣病などの疾病予防や、さらには、寝たきりや認知症の予防になることから、長期的な視野に立ち意識啓発し、実践への支援が必要となります。

また、近年の急激なライフスタイルの変化は、ストレスや運動不足などをもたらし、心の病気を招く大きな要因となっています。このため、こころの健康を保ち、充実した毎日を過ごせるよう市民参加型のこころの健康づくりの推進が必要となっています。

まちづくりアンケート調査結果

健康づくりに配慮した取り組み
をしている市民の割合
平成22年度 70.9%

がん検診受診率の推移



<資料：健康福祉部調べ>

市民・事業者等と行政の役割

市民・事業者等の役割

- 一人ひとりが、家族とともに健康について考え、健康づくりの大切さを自覚し、自らが主体的に実践するように努めます。
- 健康教室、健康相談への積極的な参加に努めます。
- 適切な時期の予防接種に努めます。

行政が果たす役割

- 「健康しそそう21」「食育推進計画」に基づき、中期的な視野に立った健康づくりを推進します。
- 学校、企業、地域と連携し、分野を問わない包括的な健康づくりを展開します。

取り組みのあらまし (個別施策の展開)

1. 生涯を通じた健康づくりの推進

- ライフステージに合わせた健康づくりを進めます。
- 生活習慣病予防のための食生活の知識普及に努めます。
- 個人や地域、職域での健康づくりを進め

まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
食育事業参加数	人/年	1,197	1,210	1,210	1,210
特定健康診査の受診率	%	37.7	60.0	65.0	65.0
乳がん検診受診率	%	16.8	25.0	30.0	35.0
若年層の保健指導実施率	%	10.0	15.0	20.0	25.0
育児支援事業参加数	人/年	3,682	4,440	4,440	4,440

るための環境整備を図ります。

- こころの健康づくり(うつ病・自殺予防対策)を進めます。

2. 母子保健の充実

- 安心して子育てができるように、母子保健事業の普及啓発に努めます。
- 相談指導体制や母子の健康管理体制の充実を図ります。

3. 成人保健の充実

- 生活習慣病予防のための普及啓発に努めます。
- 一次予防推進に重点を置いた、各種保健事業を実施します。

4. 高齢者の保健福祉の充実

- 高齢者の生きがいづくりや社会参加しやすい環境の整備を推進します。

5. 感染症対策の推進

- 感染症に対する正しい知識の普及啓発に努めます。
- 感染症予防のための接種率の向上や予防接種の機会の充実に努めます。

重点事業

食育推進事業・健康づくり啓発事業・育児支援事業・新生児等家庭訪問事業・発達支援事業・生活習慣病予防健診・がん検診・高齢者健康教室・感染症予防啓発事業

第2節 安心できる保健・福祉・医療体制の充実(医療の充実)

めざすまちの姿

市民が安心して暮らすために、医師の確保や高度医療・救急医療体制などの医療環境が充実し、安全・安心・信頼の医療が提供されるまちをめざします。

現状と課題

新たな臨床研修制度の導入を契機として、医師不足、診療科目における医師の偏在が顕著になるなど、地域医療の現状は依然として厳しい状況にあります。

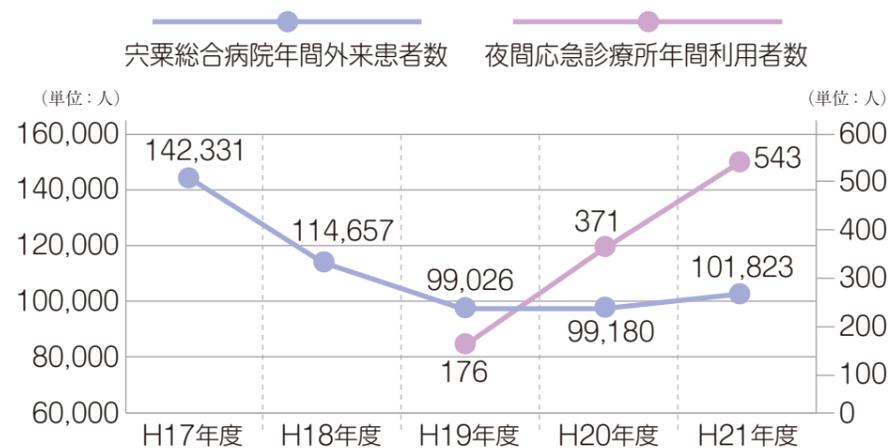
本市においては、診療所3、一般開業医21、歯科診療所17の医療機関がある中、救急医療をはじめとする中核医療を宍粟総合病院が担い、地域住民のサポートやボランティアなど、地域と一体となった病院運営を行うとともに、診療科の維持に取り組んでいる状況です。

このような状況下において地域医療を充実するには、中核医療を担う宍粟総合病院の充実が必要不可欠であり、医師や看護師の確保、公立病院としての機能を維持しつつ経営の効率化を図り、健全化に向けた取り組みが必要であります。さらに、保健・医療・福祉及び医療機関相互の役割分担と連携を図りながら、宍粟の持つ医療資源の力を最大限に発揮することが必要であります。

また、高齢化社会の進行と慢性疾患等の疾病構造や社会環境の変化により、在宅療養者の増加が予想されており、かかりつけ医による身近な医療機関により適切な医療が受けられる体制づくりが必要であります。

救急医療体制では、1次救急医療機関の診療所、医院及び夜間応急診療所、2次救急医療機関の宍粟総合病院、3次救急医療機関の姫路市周辺の医療機関などと更なる連携・強化を図る必要があります。

総合病院外来患者数・夜間応急診療所利用者の推移



<資料：総合病院、健康福祉部調べ>

まちづくりアンケート調査結果

病気になったときに相談できる
かかりつけ医がある市民の割合
平成22年度 69.0%

市民・事業者等と行政の役割

市民・事業者等の役割

- 日頃から家族の病状をよく知っているかかりつけ医をつくるように努めます。
- 地域や病院、ボランティアなどが一体となった、地域医療のサポートに努めます。

行政が果たす役割

- 市民が安心して暮らせるよう、地域医療体制の確立と救急医療体制を充実します。
- 医師や看護師の確保など、地域医療の中核を担う病院としての役割を果たします。

取り組みのあらまし

(個別施策の展開)

1. 地域医療体制の確立

- 身近な地域で日常的な健康管理や、相談ができるかかりつけ医を持つよう啓発に努めます。
- 医療機関それぞれの役割分担のもと、連携を促進し地域医療体制を構築するとともに、地域全体で医療サービスの充実を図ります。
- 総合病院は、へき地医療拠点病院としての役割を担い、へき地診療所の取り組みを支援します。

2. 宍粟総合病院の充実

- 医師確保対策では、基幹型臨床研修病院の指定に向けた取り組みを推進するほか、大学医局への医師派遣の要請、縁故や医学雑誌・ホームページなどを通して積極的に取り組みます。
- 「公立病院改革プラン」に基づき数値目標を設定して経営改善にあたります。
- 医療の高度化を図るため医療機器の計画的な整備に努めるとともに、診療科の充実に取り組みます。
- 地域の病院として、地域に愛され、信頼される病院であるために、病院情報の発信に努めるとともに、地域住民の病院事業への参加を促し、地域と共に病院を育てる取り組みを行います。

第2節 安心できる保健・福祉・医療体制の充実(医療の充実)

3. 救急医療体制の充実

- 穴粟市医師会による日曜・休日在宅当番医輪番制度や夜間応急診療所の開設によって、1次救急への対応を継続して行います。
- 救急隊との連携に努めるとともに、2次救急医療機関（穴粟総合病院）・3次救急医療機関（姫路市周辺医療機関など）との連携強化を図ります。

重点事業

医師、看護師確保対策事業・地域連携育成事業・医療器機整備事業・夜間応急診療所事務事業



穴粟総合病院



穴粟総合病院

まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
病床利用率	%	67	77	79	81
一日平均外来患者数	人/日	420	425	435	445
病院事業経常損益	億円	△3.32	△1.44	△0.57	0
夜間応急診療所利用件数	人/年	543	580	605	640

第2節 安心できる保健・福祉・医療体制の充実(社会保障制度)

めざすまちの姿

保険・年金・公的扶助などの社会保障制度を健全に運営し、市民が安心して生活を送ることができるまちをめざします。

現状と課題

本市では、市民のおよそ3割の方が国民健康保険に加入していますが、高齢化の進展や厳しい経済状況により、保険料の収納率も低下傾向にあります。また、一方では、医療技術の高度化による治療や、生活習慣病などの慢性疾患の増加などにより、医療費が増加する傾向にあります。

このため、国民健康保険財政の健全化を図るためには、収納率の向上が不可欠であり、さらに、国民健康保険制度の正しい理解を求め、適正受診による医療費の適正化、特定健康診査の受診を促進し、効果的な保健事業の展開により医療費の抑制を図る必要があります。

全国的な国民年金保険料の収納率低下や、少子化の進行などから、将来の年金制度への影響が懸念されています。また、市町が事務の一部を担い、ほとんどが国の事務となっているため、被保険者の各種届出や申請手続きなどに影響を及ぼさないよう被保険者の利便性を図ることが課題となっています。

また、近年、雇用・失業問題やホームレス問題などが貧困・低所得層をめぐる社会的課題となっています。このため、生活に困窮している人に対し、その程度に応じた生活保護が受給できるよう生活保護制度の適正な運用に努めるとともに、生活保護受給者に対する自立支援に取り組んでいくことが必要です。

市民・事業者等と行政の役割

市民・事業者等の役割

- 国民健康保険制度の重要性を理解し、税の公平負担の原則に基づき納期限内の納付に努めます。
- 健康診断を受診し、自らの健康管理に努めます。
- 生活保護制度を理解し、生活状況の適切な申告に努めます。

行政が果たす役割

- 国民健康保険事業の健全な運営に努めます。
- 国民年金制度の啓発と窓口相談を充実します。
- 生活保護制度の適正な運用に努めます。

- レセプト点検の強化、後発医薬品の啓発などにより医療費の適正化に努めます。

2. 国民年金制度の啓発と窓口相談

- 国民年金制度の啓発に努め、年金受給資格の確保に努めます。

- 日本年金機構などとの協力連携により、「出張年金相談」を継続して実施します。

3. 生計維持が困難な方への支援

- 生活保護を必要とする人が、適切な援助を受けること（漏給の防止）ができ、援助を必要としない人が誤って受けることがないようにする（濫給の防止）ために、相談者の生活状況を十分に確認し、適切な判定を行います。

- 要援護者へは、就労支援員の配置や就労支援プログラム、多重債務者個別支援プログラムなどの各種自立支援プログラムの活用により、適切な自立に向けた支援を行います。

- 住居等困窮離職者に対して、住宅手当や総合支援資金による支援を適切に実施します。

重点事業

生活保護事業・住宅手当緊急特別措置事業・国民健康保険の運営・特定健康診査事業・特定保健指導事業・医療費適正化事業・国民年金啓発事業・出張年金相談事業

取り組みのあらまし(個別施策の展開)

1. 国民健康保険事業の健全な運営

- 国民健康保険制度の趣旨を普及し、健全な運営に努めます。
- 収納率の向上対策に努め、財源の確保に努めます。
- 特定健康診査の受診率、保健指導の実施率の向上に努めます。

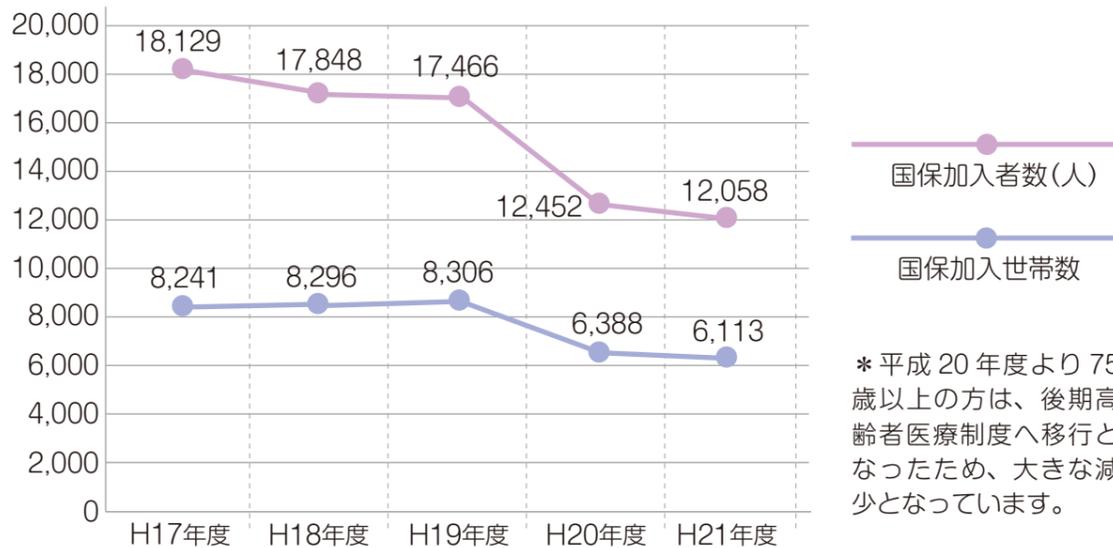
まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
国民健康保険税現年課税分収納率(注1)	%	91.1	91.5	93.0	93.0
国民年金資格取得・種別変更処理件数	件/年	750	800	800	800

* (注1)平成25年度以降の目標値は、平成24年度末に後期高齢者医療制度が廃止され、国民健康保険に統合された場合を想定しています。

国民健康保険加入者の推移

(単位：世帯、人)



* 平成20年度より75歳以上の方は、後期高齢者医療制度へ移行となったため、大きな減少となっています。

<資料：健康福祉部調べ>

第3節 介護・生活支援体制の充実

めざすまちの姿

高齢者が家庭・地域で介護予防に努め、また安心して介護サービスを受け、健康で生き生きとした生活と健全で文化的な生活が送れるまちをめざします。

現状と課題

本市では、「宍粟市老人福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために、必要な援助・支援を包括的に行う地域包括支援センターを運営しています。

平成21年度末における本市の高齢者人口（65歳以上）は11,592人、高齢化率は26.8%となっており、平成27年には、30%を超える見込みとなっています。

このため、住み慣れた地域で安全で安心して暮らす地域密着型の介護サービスの基盤を整備するとともに、老人クラブ、民生委員、NPO ボランティアなどと連携し、地域包括ケアシステムの充実を図り、一層の

高齢化に備えて、地域ぐるみで高齢者を支える体制を整えることが重要となります。

市民・事業者等と行政の役割

市民・事業者等の役割

- 高齢者の見守り活動に参加し、地域での支え合いに努めます。
- 介護予防教室に積極的に参加し、介護予防に努めます。

行政が果たす役割

- 「老人福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、関係機関と協議・連携しながら、効果的な介護・生活支援体制の充実を進めます。
- 介護予防に対する普及啓発に努めます。
- 地域包括支援センターや医療機関、地域、関係機関が連携して、高齢者を支える仕組みづくりを進めます。

取り組みのあらまし (個別施策の展開)

1. 地域包括ケアシステムの充実

- 「介護保険事業計画」に基づき事業を推進し、検証を行い改善と充実を図ります。
- 地域包括支援センターの機能を充実し、わかりやすい情報の提供や相談支援の機能充実、様々な支援サービスの整備を進めます。
- 高齢者虐待防止への取り組みを総合的に推進し、民生・児童委員や介護事業者などとの連携により、高齢者虐待の予防と早期発見を図ります。
- 高齢者の社会的孤立を防止するため、安否確認、消費者被害の防止、災害時の救助・救援など、高齢者を見守るネットワーク体制を構築します。

2. 高齢者等への介護予防支援

- 地域における認知症ケア体制の確立に向け、普及啓発の促進や相談窓口の充実により、認知症を早期に発見し、医療や介護サービスの支援をします。

- 認知症に対する理解を深める介護者教室を開催します。

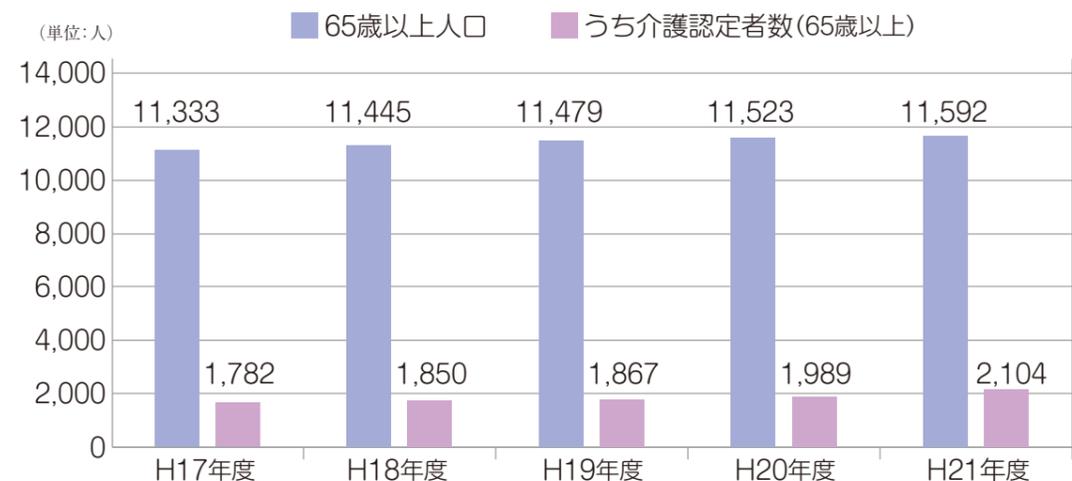
3. 介護サービス・介護予防サービスの充実

- 支援が必要な高齢者が必要な支援を適切に受けられるよう、生活状態に対応したサービスの提供や内容の充実を図ります。
- 認知症高齢者共同生活介護（グループホーム）や小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスの充実を推進します。
- 住み慣れた住宅で、少しでも自立した生活ができる住環境の整備を支援します。

重点事業

地域支援事業・介護予防事業・権利擁護事業・実態把握訪問事業・介護サービス整備事業・地域密着型介護サービス給付事業

介護認定者の推移



<資料：健康福祉部調べ>

まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
第1号被保険者要介護認定率	%	18.2	20.5	22.8	25.4
総合相談件数	件/年	6,278	6,300	6,300	6,300
二次予防事業(主として虚弱な高齢者対象)参加者人数	人/年	1,953	3,500	4,500	5,000
一次予防事業(全ての高齢者対象)参加者人数	人/年	17,674	18,000	18,000	18,000
住宅改修助成件数	件/年	123	125	130	135



第4節 「地域」で共に暮らせるまちづくり

めざすまちの姿

障がいのある人もない人も、住み慣れた地域社会で自立した生活を送ることができるよう、積極的な社会参加を行うなかで、共に助け合い支え合う共生のまちをめざします。

現状と課題

平成18年度から、「障害者自立支援法」が施行され、障がいのある人が必要とするサービスを利用するための仕組みが一元化されるなど障害者福祉施策の抜本的な改革が進められました。

現在は、自立支援法の下で障がいのある人もない人も地域で助け合い、支え合いながら共に生きる「ノーマライゼーション社会」の実現に向けた取り組みが必要となっています。

こうした中、障がいのある人の社会参加を進めるには、外出しやすい環境づくりが重要であり、移動手段の確保や、建物や道路などの改善・整備が求められています。また、障がいがあるがゆえに発生する情報格差の解消についても求められています。

さらに、就労環境においては、小規模作業所などのいわゆる福祉的就労から一般就労を望む人も増えてきており、公共職業安定所など関係機関と連携を図りながら、「働きたい」という就労意欲に沿えるよう環境整備を進めていくことが必要です。

障がいのある人が地域社会の一員としていきいきと暮らせるように、市民一人ひとりの理解を深め、自立した生活を支えていく地域社会の形成が求められています。

市民・事業者等と行政の役割

市民・事業者等の役割

- 障がいの有無にかかわらず誰もが住み慣れた地域で暮らせるよう、障害者支援施設への理解とともに、障がいのある人への手助けやボランティア活動への参加に努めます。
- 事業者は、障がいのある人の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、職業人として自立しようとする努力に対して協力し、適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めます。

行政が果たす役割

- 宍粟市障害者福祉プラン及び宍粟市障害者福祉計画に基づき、関係機関と連携しながら、障害者福祉施策を進めます。
- 障がいのある人の雇用について、事業主その他市民一般の理解を高めるとともに、雇用の促進及びその職業の安定を図るために必要な施策を、障害者の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ総合的かつ効果的に推進します。

取り組みのあらまし

(個別施策の展開)

1. 社会参加の推進

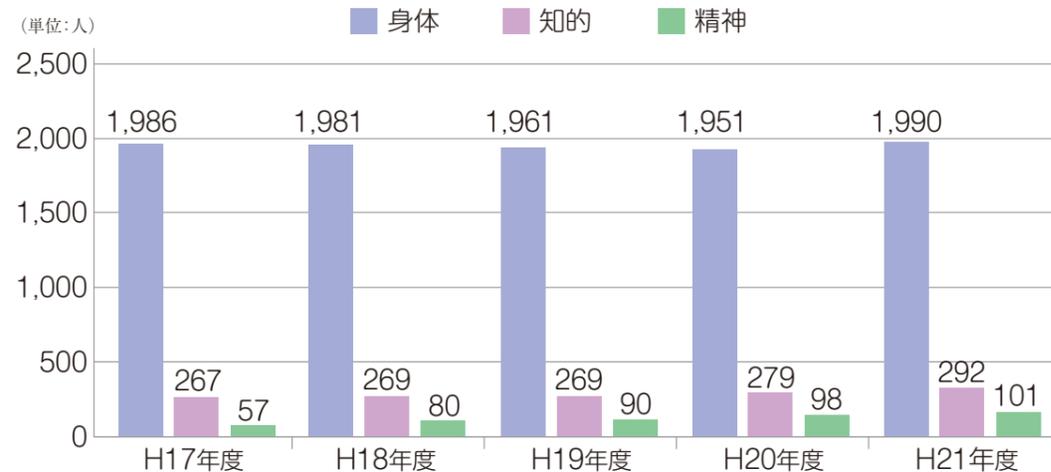
- 障がいのある人やその家族の社会参加を促進するために活動している障害者団体を支援します。
- スポーツ・レクリエーション大会を通じて、交流の機会を充実するとともに、障がいのある人の社会参加の促進を図ります。
- 自由な外出と社会参加を促すため、自動車改造費や運転免許取得費の支援をします。
- 関係機関と連携し企業への啓発や周知を図り雇用の場の確保に努めます。

- 就労に必要な知識や技能の向上を図り、働く場と活動の機会を提供する事業者を支援します。また、地域活動支援センターなどの作業所で製作された授産製品の販路拡大の支援を行います。

2. 生活環境と生活支援の充実

- 自立した生活が営まれるよう住宅の改造費助成や日常生活用具等の支援を引き続き行います。
- 自由な外出を促すため、道路や建物等の整備に際してユニバーサルデザインを推進します。

障害者手帳保持者の推移



<資料：健康福祉部調べ>

第4節 「地域」で共に暮らせるまちづくり

- 日常生活に必要な各種情報、福祉サービスや制度についての情報を的確に提供します。また、点字・手話等のボランティアの養成、派遣体制を整えます。さらに、緊急時の情報提供体制の整備に取り組みます。
- 消費者被害や財産権の侵害、虐待から生命と生活を守るため権利擁護に必要な制度や支援が受けられる仕組みを作ります。
- 障害者福祉プラン・障害者福祉計画の適正な進行管理と検証により改善・見直しを進めていきます。
- 在宅で自立した生活を実現するため、様々なニーズに対応した障害福祉サービスを提供し、在宅生活を支援します。
- 安心して暮らせるよう施設の利用を支援し、施設の整備を図ります。

3. 相談と療育体制の充実

- 保健・医療・福祉その他全般にわたる相談体制を整備し、障がいのある人本人や家族をトータルに支援できるよう努めます。
- 保健事業と連携を図りながら、できるだけ早い時期に障がいを発見し、早期に療育訓練を行い、障がいの軽減と適切な発達を推進します。
- 障がいのある児童の日中活動の場を確保し、児童を介護する保護者の負担軽減や就労支援等のため、障がいのある児童の預かり事業を実施します。

重点事業

外出支援サービス事業・コミュニケーション支援事業・グループホーム等新規開設サポート事業・知的障害者職親委託事業

まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
外出支援サービスの利用者数	人/年	458	600	600	600
手話・要約筆記ボランティア登録者数	人/年	31	50	50	50
グループホーム等利用者数	人/年	15	21	21	21
知的障害者職親数	人/年	3	10	10	10
重度心身障害者(児)日常生活用具等給付者数	人	632	650	670	700



手話教室

第5節 児童福祉・保育環境の充実

めざすまちの姿

子育てを支援する様々なサークルやボランティアが組織されるなど、地域ぐるみで子育て支援が行われるとともに、様々な保育サービスが充実し、安心して子どもを産み育てることができるまちをめざします。

現状と課題

病気、発育・発達、育児方法、教育など子育ての悩みが複雑かつ多様化し、保護者が大きな不安や負担を抱えている状況を踏まえ、地域において子育て中の親子を支えていく体制が必要です。また、多様な子育て支援サービスの充実を図り、育児への不安の軽減と解消に取り組んでいくことが重要です。

宍粟市における子育て支援体制と各団体を横断的につなぐ子育て支援の輪「ネットワーク」の構築に取り組む必要があります。

また、子育てに関する情報提供や適切なアドバイスを与える機会を持つことが必要です。

子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、出産や子育てしやすい環境づくりを進めていく必要があります。

児童虐待については、相談件数は年々増加傾向にあり、社会全体で早急に取り組むべき重要な課題となっています。関係団体と連携を図るとともに、広報活動やチラシ配布などによる普及啓発が必要です。

また、ひとり親家庭の子どもへの健やかな育ちを支援するため、ひとり親家庭の生活の安定と自立に向けて、就業・生活支援をはじめ、交流の促進、経済的支援など、多面的な支援に努める必要があります。

まちづくりアンケート調査結果

子どもを産み、育てやすい環境が整っているまちと思う市民の割合
平成22年度 37.8%

市民・事業者等と行政の役割

市民・事業者等の役割

●子育てを支援する様々なサークルやボランティアの立ち上げなど、地域ぐるみで子育て支援に努めます。

行政が果たす役割

●多様な子育て支援サービスの充実や経済的負担の軽減を図り、育児への不安の軽減と解消に取り組みます。

取り組みのあらまし

(個別施策の展開)

1. 地域における子育ての支援

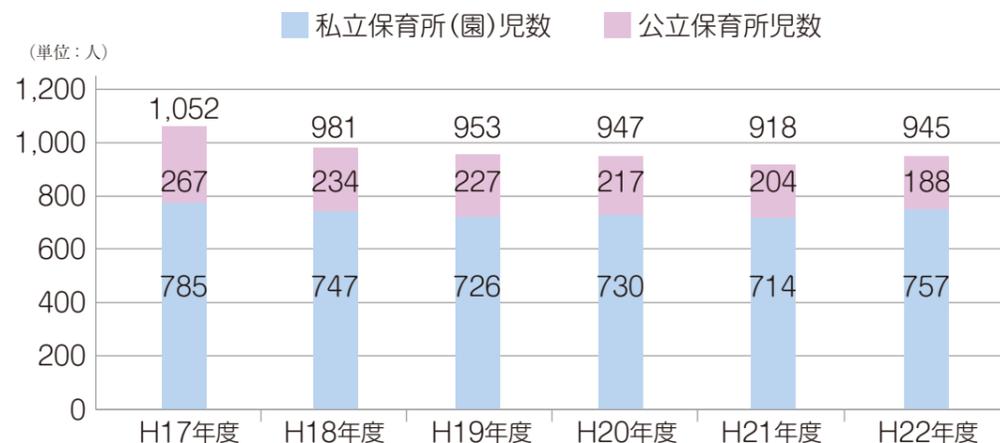
●子育て支援センター事業、ファミリーサポートセンター事業など地域における子育て支援サービスの提供を行い、地域によるサポート体制づくりを推進します。

●多様化する保護者のニーズに対応するため、通常保育、延長保育、障害児保育、一時預かりなどの各種保育サービスの充実を図ります。

●「宍粟市幼保一元化推進計画」に基づき、より良い就学前教育・保育の環境を整備するために幼保一元化を推進し、多様な教育・保育活動、総合的な子育て支援活動をめざします。

●放課後等に子どもが安心して活動できる場として学童保育などの充実を図るとともに、地域の方々の協力を得ながら、地域での交流活動を促進し、次世代を担う児童の健全育成を支援します。

保育園児数の推移



<資料：教育委員会調べ>



一宮北保育所

第5節 児童福祉・保育環境の充実

●各団体を横断的につなぐ子育て支援の輪「ネットワーク」の構築に取り組み、子育てに関する情報提供の充実を図ります。

2. 児童の健全育成

●児童虐待の早期発見・早期対応のため、関係機関とのネットワークの充実・強化を図り、また、発生予防、未然防止に努めるとともに適切な指導・相談体制の整備を図ります。

3. 経済的支援の充実

●ひとり親家庭が自立した生活を送ることができるよう、相談事業や経済的支援、就業支援に取り組みます。また、ひとり親家庭への自立支援に関する事業などを幅広く知ってもらえるよう、より一層の情報提供に努めます。

●各種手当や医療費助成による支援など、子育てに係る負担軽減に努めます。また、国や県の動向を踏まえ、必要に応じて子育て家庭が負担感の軽減を実感できる制度の見直しを行います。

重点事業

ファミリーサポートセンター事業・家庭児童相談事業・要保護児童対策地域協議会・ひとり親家庭支援相談事業・母子家庭等対策総合支援事業・母子、寡婦福祉資金貸付事業



父親講座(フォレストステーション波賀)



親子ふれあいコンサート(一宮保健福祉センター)

まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
家庭児童相談室相談件数	件/年	71	80	90	90
ひとり親家庭相談件数	件/年	676	700	700	700
ファミリーサポートセンター利用者数	人/年	202	210	210	210
学童保育所利用者数	人/年	1,515	1,600	1,700	1,800

第6節 地域福祉の充実

めざすまちの姿

地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け合う関係を築き、市民・福祉団体・行政がそれぞれの役割の中で、連携して「地域ぐるみの福祉」を推進するまちをめざします。

現状と課題

近年の少子・高齢化に加え、核家族化、生活様式の変化や価値観の多様化などにより、従来地域社会がもっていた相互扶助機能、人とのつながりやお互いに支え合うといった考え方が徐々に弱体化、希薄化してきています。

このため、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け合う関係を築き、子どもから高齢者まで市民のだれもが住みなれた地域の中で、心豊かに安心して暮らせる仕組みを確立する必要があります。

さらに、社会福祉協議会や地域福祉を支える民生委員児童委員との連携を強化し、地域福祉活動の充実を図る必要があります。

市民・事業者等と行政の役割

市民・事業者等の役割

- 隣近所の住民がお互いに支え合う気持ちを大切に育て、住民の主体性のもとで、地域の福祉力を高めるように努めます。

行政が果たす役割

- 市民だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくりに向けて地域福祉計画に基づき、市民、社会福祉協議会、福祉関係団体、行政が連携を強化し、一体となって取り組んでいきます。

取り組みのあらまし

(個別施策の展開)

1. 地域福祉の推進

- 市や社会福祉協議会の広報紙、宍粟チャンネル、しーたん通信及びホームページなどを活用し、地域福祉活動の普及・啓発を推進します。
- 自治会、老人クラブ、子ども会などの会員をはじめとする地域住民と市・社会福祉協議会などが、地域の身近な課題や問題などを話し合える機会を設け、市民の地域福祉に対する意識の高揚を図ります。
- 民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会における地域福祉活動を支援します。
- 高齢者の豊富な知識と経験を生かした社会活動事業を支援します。

重点事業

社会福祉協議会補助事業・民生委員児童委員協議会補助事業・老人クラブ活動等社会活動促進補助事業



配食ボランティア(千種高校ボランティア部)